

公立病院改革プランの概要

団 体 名		三重県 志摩市					
プ ラ ン の 名 称		志摩市立国民健康保険病院事業改革プラン					
策 定 日		平成 21年 2月 16日					
対 象 期 間		平成 21 年度 ～ 平成 23 年度					
病院 の 現 状	病 院 名	国民健康保険志摩市民病院					
	所 在 地	三重県志摩市大王町波切1941番地1					
	病 床 数	一般病床50床、医療療養型病床40床 合計90床					
	診 療 科 目	内科・外科・整形外科・消化器科・循環器科・リハビリテーション科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要)		<p>○志摩地域の医療は、一次診療を担っている各開業医院と県立志摩病院及び市民病院並びに行政機関が連携を密にします。</p> <p>○志摩地域において、県立志摩病院と市民病院が機能及び役割分担する。県立志摩病院は急性期の医療、市民病院はプライマリーケア中心の急性期医療や慢性期の医療を担当します。</p> <p>○志摩地域として、基幹病院を中心に急性期と慢性期の病院間で、医療連携、医師交流を行い、地域医療を推進します。(志摩地域の医療連携図を別紙添付)</p> <p>○市民の疾病予防、健康増進に寄与するため、各健診業務等を積極的に推進し、市民の健康維持のバックアップに努めます。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要)		<p>(1)建設改良分</p> <p>○病院の建設改良に要する経費の1/2</p> <p>○病院事業債元利償還金の2/3相当額</p> <p>(2)不採算地区病院に要する経費</p> <p>○救急医療に要する経費(特交算入額)</p> <p>○不採算病院(特交算入額)</p> <p>○共済追加費用・児童手当・基礎年金拠出金</p>					
経営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なものの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	89.1%	84.4%	84.9%	93.6%	94.5%	
	職員給与費比率	100.3%	102.9%	88.0%	75.7%	75.0%	
	病床利用率	58.6%	75.1%	80.0%	90.0%	92.0%	
	医業収支比率	59.1%	59.2%	74.4%	84.3%	85.4%	
上記目標数値設定の考え方		<p>不採算地区病院(50床以上100床未満)の上位1/2野の平均値を目標とした。</p> <p>経常収支比率 101.2%(経常黒字化の目標年度:25年度)</p> <p>職員給与費比率 63.8%</p> <p>病床利用率 73.5%</p>					

				団体名 (病院名)	志摩市 (国民健康保険志摩市民病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考	
	救急車による患者数	228	210	220	240	240	
	休日・夜間等時間外患者数	1,318	1,730	1,800	2,000	2,000	
	手術件数	70	70	80	100	100	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	<ul style="list-style-type: none"> ○給食業務を民間委託。(平成19年度～) ○外来投薬の院外処方化。(平成21年3月～) ○市立前島病院(74床)を市立前島診療所(無床)として再生し、平成20年度から指定管理者へ運営委託。 				
		事業規模・形態の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○市立前島病院の医療体制を市立大王病院に統合し、国民健康保険志摩市民病院に名称変更し、市立前島病院は市立前島診療所として再生。 市立前島病院74床(一般50床・医療療養型24床)⇒平成20年4月1日市立前島診療所(無床)(指定管理者に移行) 市立大王病院50床(医療療養型50床)⇒平成20年4月1日志摩市民病院(一般20床・医療療養型30床)⇒平成20年11月1日(一般50床・医療療養型40床) 				
		経費削減・抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> ○外来投薬の院外処方。(平成21年3月から実施)。 ○給食業務の民間委託(平成19年度から実施 年間≒1千万の削減)。 ○職員の適正化。(職員数の削減 4名) 				
		収入増加・確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ○平均在院日数の短縮や空き病床の有効利用など効率的なベッドコントロールを徹底し、病床利用率を向上。(平成23年度目標92%) ○地域の医療機関等との連携・役割分担の強化により、病床利用率を向上。 ○看護配置体制を13対1から10対1に見直し。(平成20年度から実施) ○医業未収金の処理(電話・訪問督促等の強化)。 ○薬剤管理指導の強化。 ○診療報酬の請求漏れを防止するため、院内研修の実施や外部研修への参加。 				
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ○診療情報の提供、インフォームドコンセント、接遇の向上について職員研修の実施。 ○毎月開催の院内会議において、経営状況等を報告し、経営効率化に関する検討の実施。 ○累積欠損金の処理(資本剰余金の取り崩し)地方公営企業法施行令第24条の3第2項⇒病院統合前累積欠損金の減額処理≒19億9千4百万。 				
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	70.0%	18年度	64.2%	19年度	58.6%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	平成19年度から、志摩市立前島病院と志摩市立大王病院を平成20年4月1日からの統合に向けての事業が開始されました。市立前島病院は、平成19年度中に、病院の解体工事及び昭和57年建物(病棟)の改修工事を行い、平成20年4月から、市立前島診療所(無床)として再生し、指定管理者に運営委託しました。統合先の志摩市立大王病院は、平成20年4月1日から国民健康保険志摩市民病院(一般20床・医療療養型30床)となり、医療療養型病床・リハビリ室・人工透析室の増築工事を行い、平成20年11月1日から一般50床・医療療養型40床として再生しました。					

団体名 (病院名)	志摩市 (国民健康保険志摩市民病院)
--------------	-----------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当病院が所在する三重県南勢志摩医療圏には、公的病院が7病院所在。 松阪市民病院(松阪市、一般276床、療養50床、感染2床)、大台町国民健康保険病院(多気郡大台町、一般30床)、市立伊勢総合病院(伊勢市、一般379床、療養40床)、国民健康保険玉城病院(度会郡玉城町、一般20床、療養30床)、町立南伊勢病院(度会郡南伊勢町、一般33床、療養43床)国民健康保険志摩市民病院(志摩市、一般50床、療養40床)、三重県立志摩病院(県立病院⇒志摩市内、一般250床、精神100床)	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	三重県の病院事業の在り方検討会の答申書(平成20年9月9日)の中で、県立志摩病院の運営形態の在り方については、「同病院が将来にわたって期待される役割機能を発揮していくためには、同病院に必要な医師等を確保し当地域の医療提供体制を再構築するとともに、運営管理や経営にかかる諸課題の抜本的な改善を行なうことが必要である。そのために相応しい運営形態は、へき地等の地域医療を支援するノウハウを持つとともに柔軟かつ効率的な運営ノウハウを活用できる事業者による病院管理を行なわせることを前提に、県が指定管理者制度を導入することが適当である。 なお、安定的、継続的に医師を確保していくためには、三重大学等の関係機関との協力が不可欠であり、県はこれらの関係機関と連携していく必要がある」とされている。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成17年5月26日 平成19年3月 平成20年4月1日 "	<内容> 志摩市医療・福祉体制推進協議会の『志摩地域の医療・福祉体制について』答申書公表 病院再編について議会議決(市立前島病院を市立大王病院に統合し、国民健康保険 志摩市民病院とし、市立前島病院は、市立前島診療所に再生) 国民健康保険 志摩市民病院 開設 志摩市立 前島診療所 開設
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	志摩市立国民健康保険病院運営協議会において、改革プランの取組状況等の点検・評価を行なう。 《構成メンバー》識見を有する者5人、志摩市国民健康保険被保険者5人	
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	志摩市立国民健康保険病院運営協議会での審議を経て、毎年度9月末までに公表する。	
その他特記事項			

(別紙)

団体名 (病院名)	志摩市 (国民健康保険志摩市民病院)
--------------	-----------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収	1. 医業収益 a	1,403	1,031	901	1,113	1,345	1,369	
	(1) 料金収入	1,308	974	852	1,065	1,285	1,309	
	(2) その他	95	57	49	48	60	60	
	うち他会計負担金	51	24	24	24	24	24	
	2. 医業外収益	476	551	417	188	183	180	
	(1) 他会計負担金・補助金	462	539	403	171	165	162	
	(2) 国(県)補助金							
	(3) その他	14	12	14	17	18	18	
	経常収益(A)	1,879	1,582	1,318	1,301	1,528	1,549	
	入	1. 医業費用 b	1,949	1,744	1,523	1,495	1,596	1,603
(1) 職員給与と費用 c		1,130	1,034	927	979	1,018	1,027	
(2) 材料費		570	467	354	243	295	299	
(3) 経費		146	147	140	143	152	146	
(4) 減価償却費		99	92	99	127	128	128	
(5) その他		4	4	3	3	3	3	
2. 医業外費用		35	31	38	37	37	36	
(1) 支払利息		32	30	37	35	35	34	
(2) その他		3	1	1	2	2	2	
経常費用(B)		1,984	1,775	1,561	1,532	1,633	1,639	
経常損益(A)-(B)(C)		▲105	▲193	▲243	▲231	▲105	▲90	
特別損益		1. 特別利益(D)						
		2. 特別損失(E)		156				
		特別損益(D)-(E)(F)	0	▲156	0	0	0	0
純損益(C)+(F)	▲105	▲349	▲243	▲231	▲105	▲90		
累積欠損金(G)	▲1,657	▲2,006	▲256	▲487	▲592	▲682		
不良債務	流動資産(ア)	371	421	200	184	185	185	
	流動負債(イ)	259	440	367	455	433	395	
	うち一時借入金	120	240	300	400	378	340	
	翌年度繰越財源(ウ)							
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)							
	不良債務(オ)	▲112	19	167	271	248	210	
	差引[(イ)-(エ)]-(ア)-(ウ)							
単年度資金不足額(※)	▲22	131	148	104	▲23	▲38		
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	94.7	89.1	84.4	84.9	93.6	94.5		
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	—	1.8	18.5	24.3	18.4	15.3		
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	72.0	59.1	59.2	74.4	84.3	85.4		
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	80.5	100.3	102.9	88.0	75.7	75.0		
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額(H)	▲112	19	167	271	248	210		
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	—	1.8	18.5	24.3	18.4	15.3		
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率	—	1.8	18.5	24.3	18.4	15.3		
病床利用率	64.2%	58.6%	75.1%	80.0%	90.0%	92.0%		

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例「22年度単年度資金不足額▲30百万円」= (「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	志摩市 (国民健康保険志摩市民病院)
--------------	-----------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
区分	1. 企業債		90	400	0	4	4	
	2. 他会計出資金	0	30	113	0	0	0	
	3. 他会計負担金	86	186	74	55	61	64	
	4. 他会計借入金							
	5. 他会計補助金							
	6. 国(県)補助金	3	1	0	0	1	1	
	7. その他							
	収入計 (a)	89	307	587	55	66	69	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	21	18					
	前年度許可債で当年度借入分 (c)							
	純計(a)-[(b)+(c)] (A)	68	289	587	55	66	69	
	支出	1. 建設改良費	9	251	490	0	5	5
		2. 企業債償還金	52	47	115	55	61	64
		3. 他会計長期借入金返還金						
4. その他								
支出計 (B)		61	298	605	55	66	69	
差引不足額 (B)-(A) (C)	▲7	9	18	0	0	0		
補てん財源	1. 損益勘定留保資金							
	2. 利益剰余金処分額							
	3. 繰越工事資金		21	18				
	4. その他							
計 (D)	0	21	18	0	0	0		
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	▲7	▲12	0	0	0	0		
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)								
実質財源不足額 (E)-(F)	▲7	▲12	0	0	0	0		

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(265,000)	(403,000)	(212,000)	(0)	(0)	(0)
	513,000	563,000	426,000	195,000	189,000	186,000
資本的収支	(36,000)	(119,000)	(38,000)	(18,000)	(20,000)	(21,000)
	86,000	216,000	74,000	55,000	61,000	64,000
合計	(301,000)	(522,000)	(250,000)	(18,000)	(20,000)	(21,000)
	599,000	779,000	500,000	250,000	250,000	250,000

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。